

第5章

実現化方策

1. 都市計画の変更・見直し

(1) 市街地周辺の土地利用のコントロール

現在市街化調整区域となっている地域のうち、都市幹線の沿道に地域住民の利便性の向上に資する施設等を誘致するなどの目的で、本計画に「市街化保留地」として位置づけているエリアについては、人口増加への対応や都市幹線の有効活用の点から、土地が有効利用されていくことが望ましいと考えます。そのため、今後、地域住民の生活の利便性向上に資するとともに周辺環境に悪影響を及ぼさないと判断される開発については、市街化調整区域の地区計画を運用していくとともに、将来的には市街化区域への編入を見据え、土地利用の規制誘導の方法について、県とともにあり方を検討していきます。

(2) 用途地域の見直し

目指すべき土地利用に向けて建築物等の用途・密度・形態等に関する規制・誘導を行っていくため、本計画で定めた将来都市構造や土地利用方針に基づき、必要に応じて用途地域の見直しを行っていきます。

(3) 都市施設の見直し

本町では既に十分な道路ネットが組みられています。都市計画道路の未整備路線である千田池出来須線と鴨ヶ洲江尻線の一部区間については、当初計画時の社会状況や他の町道拡幅による環境等の変化により必要性が低くなったこと、さらには、本計画時に調査した町民アンケートやワークショップの中で、「今後新規の道路整備は必要無い」との意見が出ていることから、都市計画道路の廃止も視野に、県とともにあり方を検討していきます。

公共下水道については、北島町流域関連公共下水道事業計画に基づき、汚水管渠の整備を促進していきます。

公園については、土地利用状況等を踏まえつつ、必要に応じ災害活動時の市街地の防災活動拠点に対応可能な公園として整備します。

他の施設については、地域の実情に応じ、選択と集中の観点から、必要に応じ随時検討します。

(4) 都市計画手法の新規導入

町民の意向に応じたきめ細かなまちづくりや地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、特定のエリアを対象としたまちづくりのルールを定める地区計画制度や建築協定・緑地協定等の導入を検討します。

2. 町民を中心としたまちづくりの推進

(1) 町民のまちづくり参加機会の創出

町民が、町の政策や地域づくり活動に参加できるように、本計画の見直しや本計画内で示されたプロジェクト等を実施する場合には、計画を検討する段階から主体的に参加できる機会を創出します。

(2) まちづくりのリーダーとなる人材の発掘・育成

町民が主体となり、まちづくり活動を積極的に動かし、持続して維持していくためには、そこに住む地域の町民の中に核となるリーダーの存在が必要不可欠です。そのため、本計画の策定にかかわっていただいた各種団体や各地域の方々のように、地域のリーダーとなる人材の発掘・育成に努めます。

(3) まちづくり関連の情報発信

今後の都市計画やまちづくりに関する情報発信の手法として、パンフレットの配布、町報や町のホームページ等への掲載を通じ、本計画の目的や内容を周知し、町民のまちづくりへの関心や意欲を高めていきます。

3. 総合的な協働体制の構築

(1) 計画の実現化に向けた協働体制の構築

本計画で示した将来都市像や目指すべき将来都市構造を具体化していくためには、町民を主役とし、行政だけでなく企業など全ての主体が目標や課題を共有し、それぞれの役割分担に応じ連携・協力しながら、市街地の活性化、景観に配慮したまちなみの形成や地域コミュニティの活性化といったまちづくりを推進する必要があります。今後、より一層、町民が主役のまちづくりを推進していく観点から、町民の意見を最大限反映・活用できる協働体制を構築していきます。

(2) 計画の実現化に向けた総合的な取組みの推進

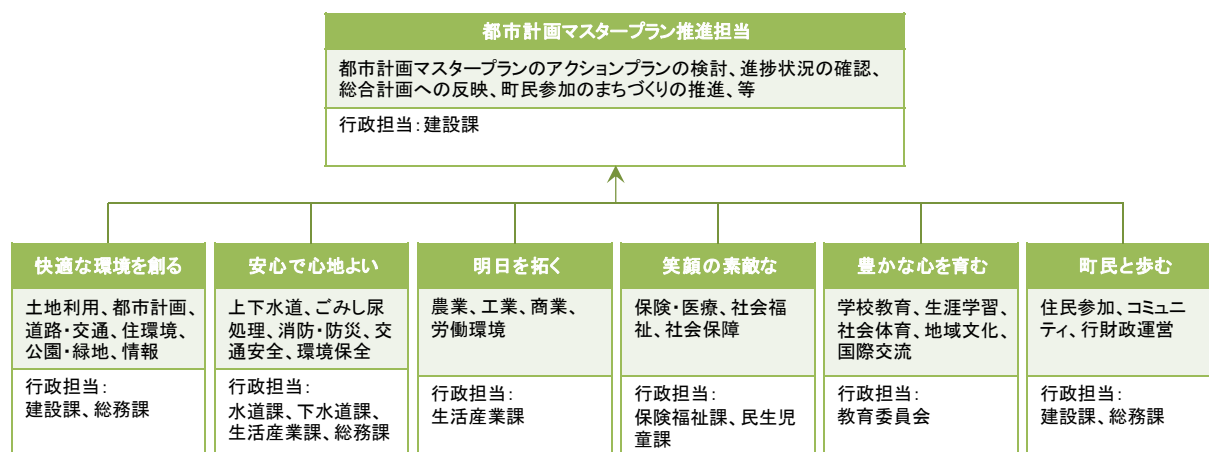
本計画で示した将来都市像を実現させ、目指すべき将来都市構造を実現していくためには、都市計画に基づく事業の推進、規制・誘導方策を活用するだけでなく、都市計画分野以外における取組みも必要です。特に、企業誘致や農地の保全などの施策については、都市計画以外の分野における関係者・関係機関での取組みが中心であり、こうした他分野と協力していくことが求められます。

このため、本計画で掲げた各種方針は、都市計画という枠のみにとらわれず、他分野についても十分意識しながら、総合的なまちづくりの推進方策を示しています。そのことから、都市計画以外の分野と調整・整合を図りながら、実現化に向けた総合的な取組みを推進していきます。

また、国道・県道や河川などに関しては、国・県をはじめとする関係機関と連携・協力しながら、役割分担や計画内容などについて具体的な協議を進めていきます。

(3) まちづくりに関する庁内体制の確立

まちづくりは、都市計画だけでなく、都市計画以外の他分野とも含めて総合的、横断的な取り組みを必要とします。そのため、本計画の進捗状況の報告を含めたまちづくりの状況を議論する会議体を定期的で開催するなど、まちづくりに関する庁内体制を構築します。



■図 都市計画マスタープラン推進体制（庁内）

(4) 都市計画マスタープランの見直し

本計画に基づくまちづくりを進めていくにあたり、短期・中期・長期計画を明示したアクションプランを作成するとともに、庁内外に会議体を設置する等により定期的な進捗管理を行い、必要に応じ計画内容について見直しを行います。また、上位計画である総合計画の改訂や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合も、あわせて本計画の見直しを行います。

